

「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（概要）

平成31年2月18日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

1. 改正の趣旨

平成29年5月23日に規制改革推進会議より「規制改革推進に関する第一次答申」が内閣総理大臣に提出された。当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、ただちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）が定められた。

当該「規制改革実施計画」において、社会福祉法人の基本財産への担保設定の在り方の見直しが求められたため、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障発第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号。以下「局長通知」という。）の別紙2「社会福祉法人定款例」を改正するもの。

2. 主な改正の内容

社会福祉法人が基本財産を担保に供する際に、所轄庁の承認を必要としない場合を定める局長通知別紙2「社会福祉法人定款例」の第29条に、社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う民間金融機関に担保提供する場合を追加する。

3. 根拠法令

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第31条

4. 公布日（適用日）

平成31年3月下旬（予定）